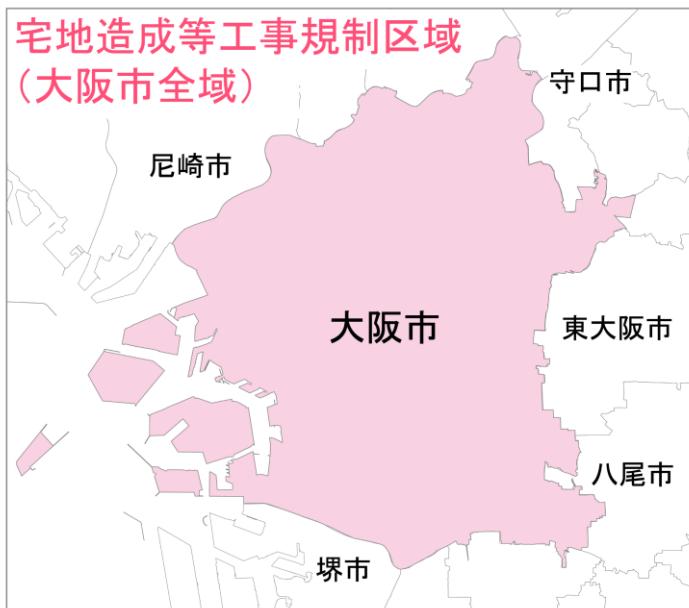


令和7年4月1日から

# 盛土規制法の許可制度スタート

## 大阪市全域を 宅地造成等工事規制区域に指定します

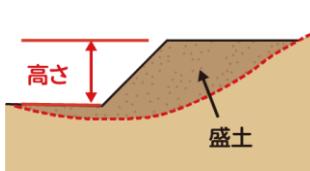


- 令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が施行されました。
- 大阪市では、**令和7年4月1日**に宅地造成等工事規制区域を指定し盛土規制法の運用を開始します。

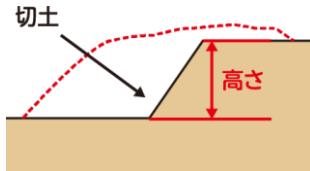
### 許可が必要となる盛土等の規模

#### 〈土地の形質の変更（盛土・切土）〉

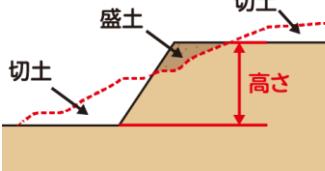
1 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの



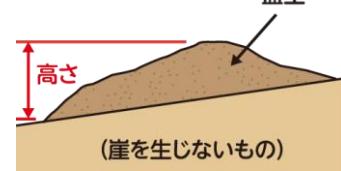
2 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの



3 盛土と切土を同時に行い高さが2m超の崖を生ずるもの



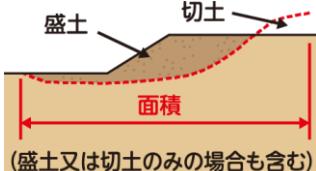
4 盛土で高さが2m超となるもの  
(崖を生じないもの)



※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

5 盛土又は切土をする土地の面積が500m<sup>2</sup>超となるもの

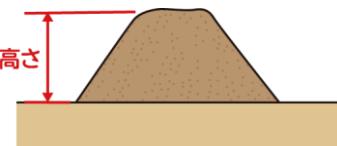
※ 但し、盛土又は切土の高さが30cmを超えないものは許可不要



#### 〈一時的な土石の堆積〉

1 最大時に堆積する高さが2m超となるもの

※ 但し、面積が300m<sup>2</sup>を超えないものは許可不要



2 最大時に堆積する面積が500m<sup>2</sup>超となるもの

※ 但し、高さが30cmを超えないものは許可不要



# 法律の概要

盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」が法律名・目的も含め抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）として施行されました。土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制します。

## ● 規制区域を指定します

盛土等の崩落により、人家等に被害を及ぼしうるエリアは規制区域として指定します。

## ● 安全な盛土等をつくる必要があります

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可が必要となります。

## ● 土地所有者等が盛土等を安全に保つ責務があります

規制区域内の盛土等が行われた土地では、土地所有者等が盛土等を安全に保つ責務があります。

## ● 罰則が強化されます

無許可行為や命令違反時に対する懲役刑や罰金刑の水準を強化しています。

# 許可申請の義務化

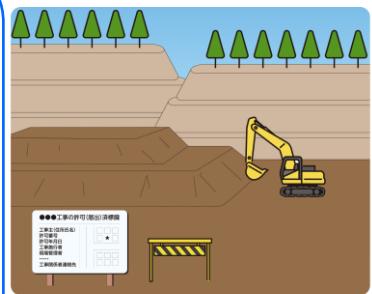
規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ大阪市長の許可が必要です。

- 技術的基準への適合や工事主の資力・信用、工事実行者の能力について審査を実施
- 土地の所有者等全員の同意および周辺住民への事前周知を義務化

- \* 宅地だけでなく農地等における盛土・切土や単なる土捨て行為・一時的な堆積についても規制されます。
- \* 都市計画法に基づく開発許可を受けた場合は、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされます。
- \* 令和7年4月1日時点で、盛土規制法の許可の対象となる工事（盛土・切土や土石の堆積）を行っている場合は、指定日から21日以内に工事内容の届出が必要です。

## 適用除外

- ✓ 道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。
- ✓ また、例えば、以下のような場合は、盛土規制法に基づく許可手続きが不要となります。
  - 工事の実行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその附近に一時的に堆積するもの
  - 農地で行われる通常の営農行為



## 盛土規制法に関する情報



国土交通省



大阪市

大阪市ホームページ  
<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000599964.html>

## お問合せ先

- （ 規制区域の指定  
（ 宅地等（農地以外）における許可申請等について  
大阪市計画調整局 開発調整部 開発誘導課  
電話番号：06-6208-7897  
（農地における許可申請等について）  
大阪市経済戦略局 産業振興部 産業振興課  
電話番号：06-6615-3751